

令和3年第9回清瀬市農業委員会会議録

令和3年9月28日午前9時00分から午前9時30分、清瀬市役所研修室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員 会長 第9番 松村 俊夫
会長職務代理 第3番 小寺 正明
第1番 村野 和博 第2番 西川 幸広
第4番 齊藤 正樹 第5番 金子 住晴
第6番 並木 浩 第7番 石井 啓介
第8番 増田 武 第10番 内野 悦二
第11番 横山 眞一 第12番 村野 正明
第13番 後藤 由美子 第14番 金子 廣明
- 2 議長 松村 俊夫(会長)
- 3 書記 木村広昇・中野正明・矢吹潤平
- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
(3) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」
(4) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(5) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
(6) 農地法に基づく届出について〔4・5条関係〕
(7) その他

議長 皆様おはようございます。先日行われました北多摩地区農業委員会連合会の研修にご出席ありがとうございました。初めてのWEBでの研修会でした。暫くの間はWEBでの開催が増えると思います。それから、8月31日に清瀬市の農畜産物品評会等を含めた農業祭に関する実行委員会を開催致しました。皆様方の意向を職務代理より伝えていただき、出席者の総意により、今年度の品評会等の中止を決定いたしました。2年連続で残念ですが、市長にもお伝えし、やむを得ないという言葉をしていただいております。また、今までの準備、当日等の皆様方の仕事内容が空白になります。来年は実行できるような方向に検討

していき、皆様方との調整をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大分涼しくなってきました。体調には十分にご注意を払いながら今後の農業委員会活動の協力をよろしくお願いいたします。皆さん定刻になりましたので、令和3年清瀬市第9回の農業委員会を始めたいと思います。本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第3番委員の小寺正明委員、第4番委員の齊藤正樹委員となっております。よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号相続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 中清戸四丁目1034番、地目 畑、地積 1,282㎡、他4筆、合計 4,595㎡の内4,594㎡。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。並木委員より、説明をお願いします。

並木委員 9月13日に事務局の矢吹さんと現地調査に行ってまいりました。大変綺麗に耕作されておりましたが、自宅の一部分に伐木の山があったのですが、確認したところ昨日までに撤去されて、畑として使えるようになっておりました。中清戸一丁目の畑に関しては、マンホールがあったので、1㎡引いてあります。以上です。

議長 どうでしょうか。ご異議はありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。議案第2号相続税納税猶予

制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和3年8月24日、申請回数3回目。
2件目 申請年月日 令和3年8月25日、申請回数8回目。
3件目 申請年月日 令和3年8月30日、申請回数7回目。
4件目 申請年月日 令和3年9月1日、申請回数9回目。
5件目 申請年月日 令和3年9月7日、申請回数1回目。
以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
1件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 8月26日に事務局と現地調査いたしました。畑の端にトラクターとマルチャーなど機材が置いてあるのですが、問題ないと思います。

議長 2件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 8月26日に矢吹さんと現地調査いたしました。大変綺麗にされておりました。問題ないと思います。

議長 3件目、齊藤委員よりお願いいたします。

齊藤委員 9月7日に矢吹さんと現地調査いたしました。畑は綺麗に耕作されておりました。畑の周りに膝丈位の草が生えていたので、後日事務局から注意してもらいました。その後確認したところ、全部綺麗になっていたので問題ないと思います。

議長 4件目、並木委員よりお願いいたします。

並木委員 栗畑の枝も剪定もされ、綺麗に管理されておりました。問題ないと思います。

議長 5件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 9月7日に矢吹さんと共に現地調査に入りました。大変良く管理されておりましたので問題ないと思います。

議 長 只今、担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしという事で承認させていただきます。
議案第3号相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き認定都市農地貸付け等行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、小寺委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～小寺委員退出～

議 長 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された農地を、都市農地の貸借の円滑化に関する法律により貸出した方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 申請年月日 令和3年8月25日、申請回数1回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 8月26日に矢吹さんと現地調査に行きました。大変良く管理されており、問題ないと思います。

議 長 いかがでしょうか

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。小寺委員の入室を許可します。

～小寺委員入室～

議 長 議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 中清戸五丁目182番、地目 畑、地積 763㎡、他4筆、合計 3,140㎡、買取申出事由 死亡のため。以上でございます。

議 長 こちらは、死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、承認させていただきます。議案第5号、「都市農地の貸借の円滑化にする法律」に基づく計画審査について。事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

1件目 中清戸五丁目12番、地目 畑、地積 654㎡、他2筆、合計 2,504㎡、権利の種類 使用貸借、権利の始期 令和4年2月1日、存続期間 5年。以上でございます。

議 長 現地調査に行った横山委員、並木委員、事務局より報告をお願いいたします。

横山委員 9月6日に事務局と並木委員と現地調査に入りました。現地ではニンジン、ハウレン草など清瀬市内でも生産を多くされてい

る特産物を中心に栽培するとの事です。篤農家でありまして、畑も全部使える方だと思いますので問題ないと思います。

並木委員 同じく横山委員と現地調査に入りました。意見は横山委員と全く同じでございます。計画についても問題ないと思われま。貸主も、農作業に従事するという事についてご理解されておりますので、問題ないと思います。

事務局 現地調査に立ち会いました。横山委員、並木委員がおっしゃられた通りでございます。5年という事で、始期が来年2月からになっております。畑もしっかり使っただけの方だと思われま。労働力も問題なく、機械も確保されており、周辺に配慮した営農もされるので、問題ないと思います。

議 長 貸付人は、まだ従事を出来ますよね。

事務局 はい。出来ます。1割従事できます。

議 長 いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 承認させていただきます。
議案第6号、農地法に基づく届出「4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。
4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。8月11日から9月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 野塩三丁目19番1、地目 畑、地積 594㎡の内38㎡、転用の目的 駐車場、9月3日受付、9月14日処理。以上でございます。

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。8月11日から9月10日までの受付分となっております。まずは1件目と3件目のみ報告させていただきます。

1件目、土地の表示 中清戸二丁目626番7、地目 畑、地積 216㎡、他1筆、合計238㎡、転用の目的 住宅建築、8月30日受付、9月7日処理。

3件目、土地の表示 上清戸二丁目1020番2、地目 畑、地積 723㎡、転用の目的 戸建販売・公衆用道路、9月6日受付、9月9日処理。以上でございます。

委 員 地目が畑となっているのに、アパートが建っておりますが、これはどういうことでしょうか。

議 長 地目が畑の状態でも建物が建っておりますが、新規に建てる場合は農地転用が必要であります。このような案件はまれにあります。

委 員 わかりました。

議 長 みなさんいかがでしょうか

委 員 異議なし

議 長 1件目、3件目は以上です。2件目について、清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、村野和博委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～村野和博委員退出～

議 長 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 2件目、土地の表示 上清戸二丁目257番16、地目 畑、
地積 335㎡、転用の目的 分譲住宅の建築販売 9月2日
受付、9月9日処理。以上です。

議 長 みなさんいかがでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。村野和博委員の入室を許可
します。

～村野和博委員入室～

議 長 以上が5条の報告です。議案第7号、その他を議題とさせてい
たいただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力につい
て。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略さ
せていただきます。

1件目 買取希望所在地 中清戸一丁目566番2、地目
畑、地積 94㎡、他5筆、合計4,424㎡。
以上でございます。

議 長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形ござい
ます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に
一報をお願いします。

(2) 会議等の報告について。

①第1回清瀬市農業まつり実行委員会。令和3年8月31日
(火)。参加者は私と職務代理、事務局です。文書でもお知ら
せした通り令和3年度の農畜産物品評会等を含めた農業祭は中
止となっておりますので、ご了承下さい。

②北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（オン
ライン開催）。令和3年9月14日（火）午後1時30分より
行われました。参加者は農業委員、事務局です。これは皆さん
ご出席いただいております。北多摩17市のうち14市の委員
会が出席してくれています。本部でこれは確認しております。

中には委員会と別に個別に自宅より参加されている方が17名おられました。今後、暫くは地区の研修等はオンライン開催になると思います。皆さんよろしくお願ひします。

(3) 会議等の日程について報告させていただきます。

①農地利用状況調査。令和3年9月28日(火) 午後1時30分より、対象は市内全域です。参加者は農業委員、事務局、都市計画課。

②農業委員会会長職務代理・部会長研究集会。令和3年10月5日(火) 午後2時から4時30分まで行われます。これは、清瀬が事例報告をする形になっております。なるべく人数制限をする形になっております。事例報告をする委員会に関しては東京都農業会議WEBでの開催になります。参加者は私、職務代理、事務局の矢吹職員の3名です。当日は、会議室からWEB開催という形で、行いたいと思いますのでご了承ください。

③女性農業委員研修集会(オンライン開催)。令和3年10月15日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで清瀬市役所会議室にて行われます。参加者は後藤委員と事務局になります。

④北多摩地区農業委員会連合会理事会。令和3年10月18日(月) 午前10時から清瀬市役所研修室にて行われます。参加者は会長と事務局になります。

⑤第10回清瀬市農業委員会。令和3年10月26日(火) 午前9時から清瀬市役所研修室にて行われます。参加者は農業委員全員と事務局になります。

⑥農業委員会会長現地研究集会(オンライン開催)。10月28日、29日に東大阪を予定しておりましたが、今回新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者はオンラインで現地からの報告を聞く形になります。令和3年10月28日(木) 午後1時から午後4時30分まで清瀬市役所会議室にて行われます。参加者は会長と事務局になります。以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等がありますでしょうか。

委員	特になし。
事務局	事務局はありません
議長	特にないようですので、終了したいと思います。
職務代理	慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第9回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第 3 番) (小寺 正明)

署名委員 (第 4 番) (齊藤 正樹)